

介護予防・日常生活支援総合事業をご活用下さい！

平成27年4月より介護保険制度が変わり、要支援1・2の方は、今後市町村主体の

「**介護予防・日常生活支援総合事業のサービス**」へ変わります。

すでに介護保険を利用されている方は、特に面倒な手続きなどは必要なく、サービス利用回数も、実費負担により増やすことができるようになりました。

「**介護予防・日常生活支援総合事業**」では
こんなサービスが利用できます

介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス

要支援1	週2回まで	2,335 円/月
要支援2	週3回まで	3,704 円/月
	※週1回	1,168 円/月



通所型サービス

要支援1	週1回まで	1,872 円/月	運動器機能向上運動 加算225円含む ※別途食事代550円(1食)
要支援2	週2回まで	3,602 円/月	



実費負担頂く事で、限度回数を超えての利用が出来るようになりました。

通所型予防サービス事業

送迎・入浴・昼食・施設利用料込 1,500円/回



いずれも妙義会と「介護予防通所介護・総合事業契約」をしている方が対象となります。
ご不明な点は、事業所管理者・相談員にご相談ください。

この他にも富岡市独自のサービスがあります。どんどん活用して、いきいき元気に
介護予防に取り組みましょう！！

連絡先 株式会社 妙義会

デイサービスセンター	みょうぎ	電話	64-8821
デイサービスセンター	たかた	電話	64-9852
訪問介護ステーション	みょうぎ	電話	64-9854
居宅介護支援事業所	みょうぎ	電話	64-9855